

からそのような答弁をいただきました。どうか、そういう面について、私がやれとか何とか言うんじゃないで、よく機構の内容を見られて、各課の事業内容を見られて、この問題は慎重に、又、どうせ議会にも部長制のときには相談があると思いますけれども、よく慎重の上にも慎重を重ねて早急にこの問題に取り組んでいただきたい。このことは要望いたします。

それから、第二点の中小企業の問題でございますが、どうか、市長並びに担当課におきましてよく商工会と相談され、又商工会には理事を中心とされた幹部の方がたくさんいらっしゃるので、その理事の方々とよく御相談なされて、この問題についてひとつ前向きに検討していただき、又、これを実現に向かってやっていただきたい。このことを要望いたします。

それから三、四点目の教育の問題でございますが、学務課長のただいまの答弁の中で、私は業者テストを見たことがあるかというところをお尋ねしておきましたけれども、その答弁はなかったんですけれども、業者テストを見たことがありますか。ないでしよ、ある……、内容全部知ってるね、その問題はこうだというのを。算数についてはこれは何分でやれと……、実は先生のは答えてきている。青い、ブルーがかった紙に書いてあつ

て、その問題は何分で作って、一の答えはこうで、二の答えはこうだというのは、先生は、頭が余りよくなくていいんです。そうなっている。この問題については、ひとつ、課長も、又、教育長の答弁にもありましたように、今後、よく検討されて、法的な問題あるいは諸条例等もありますので、これを直接市の教育委員会がどうこうということはできないかもしれませんけれども、ただ、法律の百六十二条に基づいた告示によっていけば、教育委員長というものは公選であるという教育委員長が場合に当たれば本会議に出席してわれわれの質問に答えるぐらいの姿勢を持てこれからの青少年の教育をやっていたらいい。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そうでなかった場合には、やはりこれから幾らまちで雑誌がどうのこうの、又、ブルーリボンがどうのと云ったところで、やはり子供の教育という根本的な問題から改革していかなくてはならないと思いますので、教育委員会という各課の責任は非常に大きいと思います。その点をよく加味されてこの問題に処理していただきたい。このことを強く要望いたします。四番目の市道管理につきましては、今後の課題としてまだ相当残っていることがあります。どうか、電電公社ばかりでなく、市直接の工事につきましても付近住民から苦情のないように、文句の起らないような管理のもとにこれからひとつ十分に

やつていたきたい。このことを強く要望いたします。

最後に、ただいまの市長の答弁の中での、部長制によって私の一般質問をいたしましたこの問題は、大きく、又ここに責任を持って、又円滑のとれた行政の中に生きていくと思います。この問題につきまして、早急に進めてまいりますようお願いたしますして一般質問を終わります。

議長(貫井喜代次君) これより一時まで休憩いたします。

午前十一時四十六分 休憩

午後一時

開議

議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十七番関米吉君。

(十七番関米吉君登壇)

○十七番(関米吉君) 昭和五十二年第一回定例議会に当たりまして、会議規則第八十六条に基づいて先に通告いたしました、過去における議会答弁のその後における取り組みについて及び下水道工事等における工期の問題、その他についての二項に関し質問を行いますので、

市長 助役 その他関係課長等より明確なる答弁をまずお願いいたします。

第一項は過去における議会答弁のその後における取り組みについてでございます。

申すまでもなく国会が国民の代表機関であること、地方議会は地域住民の代表機関であります。市民が自由に自己の意思によって地方の政治に参与することは地方分権主義

の当然の要請であり、それは又、民主主義の基本原則でもあるわけであります。この場

合、市民が直接に地方政治に参画することなく、みずからの意志で直接選挙によって選んだ代表者、すなわちわれわれ議員を通じて市政に参与するということが地方議会のあり方となっております。

したがって、われわれは常に市民の代表である意識のもとに、当市議会の議事機

関の一員として懸命の努力と勉強を続けておるものでございます。こうした自覚と信念

のもとにわれわれ議員はあらゆる議会活動の分野において、福生市政が市民の意思の反映

のもとに運営されるように、一般質問や各種議案の審議の際にいろいろな質問や意見等を申

し述べ、そのつど理事者側から回答や答弁をいただいておりますが、果たしてその答弁等がその後

の市政の運営にどのほど中心実になつて、どのように具体化され実施されたかということと点検した場

合、まことに残念ながらその場の言い逃れや適当な答弁、後は何もしないというようなものかあ

るのではないかとと思われるものでございます。もうろん過去における議会答弁のすべてがそうであるというようなことは申し上げません。むしろ私がこれから指摘する事項より多くの問題が市長を始め各課長や職員の方々の御方力によって市行政にいかされておるといふことは、市民のためにまことに喜ばしく感ずるものであり、この点につきましては感謝申し上げます。

少々様化する多くの市民の要求を限られた予算内ですべて具現化することは当然不可能であることは十分理解いたすものでございますが、一生懸命勉強し、一生懸命研究した質疑事項に対し、それ相応の答弁があった場合、それがその後の市政の運営に生かされていくものであるとわれわれ議員や市民が思うのは当然でございます。こうした場合から、それこそ理事者から検討する「善処する」又は「前向きに姿勢で積極的に取り組む」等と答弁された事項について、昭和五十年第一回定例会以後における公式議事録から以下具体的に数項目について伺いたしますで明確なるお答えをいただきます。

なお、本件の質問につきましては、私以外の議員が指摘した事項も含めますので、それ以外の質問とされました関係議員のお名前を申し上げます。ことをあらためて御了承いたします。

だましたいと存じます。

まず第一点として五十年三月十二日第一回定例回において大野議員の青少年問題に関する一般質問に答え、市長は「青少年補導センターは現在都下に四ヶ所しかなくこれ以上増設はむずかしい。ただし町田市におけるのと同じように五十一年度から福祉会館に出張相談所を設けるようにしたい。」と答弁されておりますが、これはその後どのように具体化されたか。

第二点、五十年六月十三日第二回定例会で、自然環境保護の問題をめぐり森田議員の質問に答え、当時の八木環境保全課長が「多摩川をきれいにする運動」と多摩橋下流の部落問題は、「建設省と関係機関と協議し早期に解決するよう努力する。」と言われましたが、その後この努力がどのように行われておるか答弁していただきたい。

第三点、同じく当日の議会で指田議員の質問に答え、当時の高水課長が「身障者雇用促進法の趣旨を尊重し、市役所職員の採用等に当たってはどのように配慮していく。」と答えましたが、その件についてはどうなっているか。

第四点、五十年九月十八日、私の一般質問に答え「負担金、補助金、交付金、又は助成金はその区分を明確にする。」という上野課長の答弁に引き続き、助役より「実は

補助金等の問題については五十年の九月八日、監査委員よりも指摘があり全面的に洗い直す。」と答弁され、その後五十年の六月十一日、宮沢議員の質問に答へ、橋本収入役及び助役から「この問題については民間、議会、理事者等を加えました審査委員会のこの機関を設けて検討する。」と答弁が行われ、その後相当期日が経過いたしましたがこの問題の現状はどのようなようになっておられるか。

第五点として青少年問題協議会の件につきましては私はすでに再三質問を行い、青少年協への助成の問題及び補助金交付時期等についてお願いし、その都度もうともな御意見などそのように善処する。」という答弁をいただいておりますが、その答弁どおり青少年協の運営が改善されていくと思うかどうかについて答弁していただきます。

第六点、五十年の九月十八日第三回定例会で、東田議員の質問に答えて、「健康都市宣言の啓蒙を図るため市民から標語等の募集を求め、看板等を立てたらどうか。」という東田議員の御意見に、「全く同意見である。」と、このような答弁が行われているがこれはその後どのように具体化されておるか。

第七点、市庁舎の増築問題に絡みました私の質問を、塩野議員より「庁舎の増築は近き将来どうしてもやらなければならぬ事態になるだろう。線越金の一割程度くら

いはそのための特別基金に繰り入れておくべきである。」との意見に対し、「そのようにしたい。」という答弁が上野課長から行われたが、それはその後実行されているかどうか。

第八点、五十年の九月第三回定例会で三四五戦術空輸部隊の横田基地移駐に関する私の質問に対し、「騒音線引き改定については防衛庁は五十一年度予算に再調査費を国に要求することなので、その実現のために努力する。」と答弁されましたが、その後の本問題に関する経過はどのように進展しているか。

第九点、同じく五十年第三回の定例会で「家庭の日を今後どうするか。」という私の質問に答えて、「早急に検討しどうするか結論を出す。」と約束された。そしてさらに五十年の六月に大野議員からもこの問題に対して全く私の質問と同じような問題が提起され、これに対して助役ほかこれも又同趣旨の答弁がなされております。その結論は一体どのようなようになっておるか伺いたしたい。

第十点の最後の第十点の問題ですが、福生駅二線橋の問題については羽村寄り踏切の開鎖のことが国鉄より条件として示された件について、「このことは地元市民の生活環境にかかわる問題であるので、十分地元と協議し、事前了解を得るようにすべきである。」ということを私は公式な席上においても再三申し上げております。でこれについてその都度「地

元の了解工作については大丈夫だ。」という答弁をいただいておりますが、果たしてそのようにこのことが運んでいないようにも思われるが、いままでの答弁どおり誤りがないかどうか確認いたします。以上が第一項に対する私の質問でございます。

次に第二項の各種工事契約等についてお伺いいたします。

現在市内各地で下水道その他の工事が行われておりますが、これらの工事関係の工期について契約どおりの工事が行われているかどうかに関し、現時点で発注工事中の件数と工期おくれの件数を下水道課、建設課、水道事務所及び教育委員会の順で明らかにしていただきたいと思います。ただしお断り申しておきますが、工事名称や請負業者氏名等は明らかにする必要はございませんのでその点お合点の上、よろしく御答弁を願いたいと思います。

以上各項目につきまして市長及び関係首長からわかりやすく簡潔にお答えをいただきたいことを要求し私の質問といたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

第一点の御質問でございますが、市といたしましても御答弁を申し上げたことにつきまして、もちろん責任を持ってこれを全うしなければならぬわけでございますが、おのの努力は

しているわけでございますが、十分またその成果の上がっていないものがあるわけでございます。この点大変に申しわけなく存じておるところでございます。私から一々申し上げるべきでございますが、

個々につきましては担当者の方から御答弁を詳しく申し上げますと思う次第でございますが、

私といたしましては、なお努力の足りなかつたものもあつたかもしれぬということでございますが、その点につきましてはおわびを申し上げます。今後大いに努力してまいりたいと思つた次第でございます。

細部につきまして、各担当者より御説明申し上げます。

○教育委員会社会教育課長(小野光朗君)

関係議員さんの青少協関係に対する御

質問に対して自席から御答弁申し上げます。

最初の少年相談所の件でございますけれども、この件につきましてはその後再三東京の警視庁の方へ伺ひまして、五十年の十二月二十四日が第一回目でございますけれども、それから毎月第二、第四の金曜日でございますが、本庁の相談室の方で開催しております。その利用状況でございますけれども五十年の十月にオープンしてから五十一年の三月まででございますが約三百三十八件の相談件数でございます。続まして五十一年の四月から五十一年の二月まで

が五十九件というふうになってございます。その意味でも福生市を中心に行つたしましてこの付近にございません少年相談所が警視庁の方の御好意によりまして開設されて逐次

増加している状況でございますので、このようないふうな面についても一応御報告申し上げます。

続きまして青少協関係につきまして第二点目でございますけれども、青少協の助成の問題と補助金の交付金の問題でございますけれども、そしてそれとともに運営に対する考え方というふうな御質問でございますけれども、青少協については五十年におかげさまで条例改正されました。まず青少協の運営自体につきましては、おかげさまで会議等も開催したり、一声運動とか、不健全図書の問題とかさまざまな問題、あるいは地区活動に対する助成というふうな問題もおかげさまで逐次軌道に乗りつつあり、五十二年度もそういうふうなことを前提にいたしましてより一層積極的にでございますような予算編成等も、又後ほど御審査いただくとありますが、そういうふうなことを考えております。

なおその御指摘の青少協とは別に地区活動に対する助成の件でございます。確かに御指摘のとおりでございます。本当にこれは申しわけないと思っております。現在二十九地区、福生市内に青少協という地区青少年問題対策委員会がございますけれども、その地区のエリアでございますけれども、通常二十六市を調べましたところ大体小学校単位がほとんどのようでございます。というのは青少年の健全育成といいたしてもやはり小学校単位でも、それが一つの子供のコミュニティーエリアと言いたしようか、そういうふう

な考え方からその辺の活動でも進んでいるようでございますし、その辺の規模ですと活動自体も大々的になるし、予算等もあるし、利用者等もそろってくるということとで東京都

においてもそういう指導を進めておるわけなんですけれども、福生市におきましては

昔からの歴史とか伝統がございます、町会単位の青少協の地区委員会になってございます。

その地区委員会でございますけれども、それは先般の御質問のときにお答えしましたとおり、

市の方でプロジェクトでもって地区委員会のあり方等を検討して見たんですけれども、やはりこ

れは青少協の下部機関じゃなくて地区の自主的な市民による市民のための活動なんだという

ふうなところを、それに対する助成という意味で青少協の予算項目から出してございます

けれども、何分にも町会単位でございますのでなかなか活動自体も制約があるんだと思いま

す。ですから結局、その補助金の内容につきましては、私どもといたしましては一括して青少協の

各地区から市の補助金交付条例に基づきまして年度計画を出させるわけでございます。

これに基づきまして私どもの方から補助金を出した場合に、この事業補助は均等割とか、

人頭割とかというふうなことで出しておるわけでございますけれども、平均いたしますと昨年度一

地区二万七千円の補助金というふうになっておるわけでございます。その活動の内容につきましては

では各地区によってばらばらでございます。地区活動として積極的にやっております地区と

御指摘のとおり町会とか子供会、PTAの活動の中身でも多少地区活動としてなっているものもあると思います。それににつきまして東京都という検討してみたんですが、地区の補助金というのを、ただ地区活動というふうに限定するのはもちろんでございすけれども、地区における——地区というのは町会とか、子供会とかPTAにおける活動自体もやはり地区活動というところから自主的な団体である以上見なされるんじゃないかという考え方でございす。やはりある面で地区活動はその地域におけるさまざまな団体が行う活動自体に対するさそい水的なものもまずあるといった点もぜひ御了解いただきたいと思っております。そういう面の一部やらないとは言いませんが、また地区の現況を見ますとさまざまな活動がなされております。この辺につきましては、たとえば映画会とか、サークルとかキャンプファイヤーとか、七月のときの非行防止の巡回とか、父母の座談会とか、さまざまな活動がなされておるわけでございすけれども、そういうものに対する補助金の利子等は現実にはいまのところ多少小ではございすけれども、ともかくそういう活動を自主的に進めておるわけでございす。その面で一応いたらないところもあると思ひますけれども現況ではこういう計算方法一地区均等割二万五千元、後人頭割とかいうふうな計算方法で出してございすので、その辺で積極的に行っているところと、消極的にやっているところの問題がなかなかむずかしいんですがございすけれども、それににつきましては、そういう御意見等を

参考にいたしまして五十二年度からは地区のあり方の、要するに何かモデルというふうなものを、これも又、五十二年度の予算で御審議いただきたいと思いますけれども、モデル地区青少年協というふうなものの選定を御相談したいというふうなことで地区委員会にかけてございす。これは地区のあり方がやはり小学校のコミュニティの二つの単位として望ましいというふうな考え方から、おかげさまでできあがりしました。ゆかざり会館とか、今度の条例で御提案申し上げます。ゆかたけ会館というふうなところでもってその小学校単位の施設の中で地区の青少年協活動のモデルをつくってみたいというふうな考え方。そういう中から自主的に市民の方からやっているだけで、それがよかつたというふうになりながら方法の方がやはり地区活動の助成についても非常中にいいんじゃないかと、そういうふうなところの中からわれわれが事務的援助等を相談しながら地区活動を実行していきたいと思ひます。そういう面での助成とかそれから補助金の問題でございすけれども、御指摘のとおり補助金につきまして各地区の申請がばらばらなんでございす。熱心なところは四月ごろすでに事業計画、昨年度の過年度の事業報告を出されて、それに基づいて申請が出来るんですけれども、消極的なところでは九月になつたりしてどうしても事務的な処理がいままでおくれたわけでございす。そういう面でも今後はここの三月の地区委員会におきましてその辺の基準等を他市の例を見習ひまして、一応一つの

期日を設けて積極的に五十二年度からはなるべく非行活動等で地区の活動が早められる夏休み前までにござるようにならに検討してまいりたいと思ひます。

次に第三点の「家庭の日」の問題でございますけれども、この件につきましてはたびたび関係議員さん、大野議員さんから御質問等いただきました。五十一年度の三月の青少協の問題の青少協の総会の中にかけてみたんですけれども……失礼しました。その前に青少協にこの問題をかける場合には市の職員の関係、あるいは敬言寮とか児童相談所の関係の方の幹事会でもござるべきを検討して見たわけでござります。そうして「家庭の日」が四十一年度に青少協として決議され満足したんですけれども、現実には市民生活の中になかなか浸透されなかつたという経過があつたわけです。その問題点はやはり「家庭の日」の問題というのは家庭個人の問題になかなか帰属するところがあつて、青少協とか地区委員会であつたらキャンペーンしてもなかなか十分に浸透しなかつたというあたりの問題もあるのが一点と、家庭のあり方という問題に対して一律に進めていくことの疑問点、それと後は継続性というふうな問題でござりますようか、こういう「家庭の日」を年間続けていく、その継続性の問題でもむづかしいという問題があつて検討事項にこれを、それが地区委員会を通じて青少協の協議会におこなつてお一層検討するようにということでもござる五十一年度は保留に

なっております。で、続きまして五十二年度の事業計画の中にはこれらとともに幾つかの幹事会の中で出たのでござりますが、モデルの問題とか、不健全図書の問題とかござるまな問題が又こゝで出るわけでござりますけれども、その中でやはり「家庭の日」というものを本質的にどう考えるかはもうらうと詰めてまいりたいと思ひますので、よろしく御了承いただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても「家庭の日」の問題につきましては十分念頭に入れながら、なお市民運動として起す以上、基本的に考えてまいりたいと思ひます。それとともに五十一年度におきましては「家庭の日」の継続審議の変わりに「一歩運動」とか「不健全図書」というふうな問題を期日を限つて限定してやりましたんですけれども、おかげさまで多少なりとも効果があつたと思ひますので、それと終りながら五十二年度におきましてはそれらの問題と一緒に「家庭の日」も再度詰めてまいりたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。

○環境保全課長(木村猛君) 自席から御答弁申し上げます。

多摩川の多摩橋下流のいわゆる不法占拠の問題でござりますが、昨年七月に私件わがまして、その後三回ばかりこれに関する会議が持たれておるわけでござります。これらを要約して申しますと、第一が河川敷であると、それから行政区域が秋川であると、それから以前には多

摩川の管理は東京都がやったというふうなことで、それから建設省の多摩川上流事務所、それから西多摩建設事務所、秋川市役所、福生市役所とこの四者がそれぞれ会議をやったわけでございます。それにあわせて新堤防をつくるというのが主な案のようでございまして、その新堤防を五十一年から三年計画で完成すると、五十一年度の第一回目のあれになっておるわけでございますが、それから内容をいろいろ調査してみますと不法占拠をしているものが第一に住居の問題、それから職業の問題があるわけでございます。住居の問題につきましては秋川市が行政区域であるので秋川市の方でも何とかめんどうを見てもらいたい、たとえば市営住宅へでもというふうな建設省からの依頼もあり、たわけでございますが、全くその余地はない、それでは東京都の方であの不法占拠を黙認した形になっておるので、都営住宅でもあつせん、してみたらどうかというふうな議論も出たのですがなかなかそれもうまくいかないというふうなこと。それからなお職業の問題につきましては、彼らといたしまして、たとえば務めてもそのような業務を行いたいというふうな意見もあるわけでございます。と申しますのはあそこでございまして処理したいということでございます。そういう関係で特に職業につきましてはそれらの業務を行わせる場所は全くないというふうなことで左側の下流の河川敷のあ、せんの話も出たわけでございますが、いずれも河川敷であると、いわゆる河川敷にいたしますと元地主に

返るというふうなことで暗礁に乗りあがる。又、秋川市の方から公害はごめんであるというふうな話があったわけでございます。それで工事の開始も迫ってくるというふうなことで、現在新堤防の三年計画の一年計画の工事を進めておりますが、彼らが不法占拠しているすぐそばまできておるわけでございます。したがって最終的には昨年十二月に建設省がそれだけの個々の不法占拠者に会っていろいろと折衝をするという段階に現在なっておるわけでございます。したがってその後の関係につきましては建設省もそれなりの努力はしておるとは思いますが、それだけでも、あれあれが感じた関係になりますと、なかなかあれらを一挙に移転していただくということは非常に困難な状態ではないかと思ひます。そういうふうな関係で四者がそれぞれ努力するということにはなっておりますが、主体はあくまでも建設省であるというふうなことでございまして、あれあれといたしましてもそれに全面的な協力をしていくということになっておりますが、五十一年度の新堤防がそこまで延びていくということにつきましては、早急にそれを解決しなければならぬということにはなるわけでございますが、現実といたしましてはなかなか無理であるというふうな感じがしておるわけでございます。現段階といたしましてのその後の折衝、交渉については以上でございます。

○秘書職員課長(斎藤多市君) 自席から御答弁申し上げます。

第三点の身体障害者雇用促進法に基づく職員雇用についてでございますが、御承知のとおり身体障害者雇用促進法の中で、一定の身体障害者の雇用についての努力義務が定められておるわけでございます。昨年指田議員からの質問もございましたように、法の趣旨に沿って努力してまいっておるわけでございますが、経過として申し上げますと、四十九年来一般職員の募集についてはほとんど差し控えてまいったわけでございますが、昨年十二月に五十二年度の新規職員の採用をいたしました。二百九十人ばかりの応募者があつたわけでございますが、その中には身障者はおりませんでした。今後におきましてもこれから法の趣旨に沿ひまして、そういう方々の応募がおりますればそれなりに努力してまいりたいと思ひます。

○助役兼庶務課長(竹崎俊夫君) 五番目の「補助金の再検討の委員会をつくる」と言つていたがなかなかつくらぬではないか。ということについてお答えを申し上げます。なかなかつくりませんで本当に申しわけございません。ただ民間の学識経験者を入れる場合の具体的な人選が大変むずかしいので苦慮いたしましたのでございしますが、ようやく構想ができましたので、一ここで専門委員制度というものを発足させることにいたしました。この補助金の再検討についての七名以内の専門委員さんをお選ぶということに決定いたしました。ただこの専門委員さんはやはり市政全体をある程度御承知の方でないとなかなかむずかしいと思ふの

てでございます。したがひまして大変心縮ではございますが、議会の方からも議員の先生方にも何人かお入りをいただき、又、監査委員の先生にもお入りをいただき、それから民間の方とこういうことで七名以内で専門委員制度を発足させる予定をいたしております。ただ五月の臨時会でいろいろの議員さんの御改選もあるやに聞いておりますので、三月に議員さんの御選挙をお願い申し上げることを差し控えてしまつたのでございしますが、五月の臨時議会前には議長さんをお願いいたしまして、この専門委員さんを議会の先生方からもお出しただくことをお願いいたす予定になっております。五十二年度中には必ず結論を出す予定でございしますのでお今度おききたいと存じます。まことに申しわけございません。

それから第十番目の福生駅東西連絡路について私からお答えを申し上げます。

この件につきましても関先生から公式の席上において何回も地元の反対派との了解を得ると、何とかしますからということでお答えを申し上げておるわけでございます。この点も今度陳情が出るようなはめになりましたことに申しわけないと思つております。ただこの福生駅東西連絡路は御承知のように防衛に頼み、国鉄に頼んでやつと実現いたしました。